

## 主幹教諭として推薦対象としない者の指標

- 1 任用しようとする日から起算して、過去3年間を超えない範囲内で、一定の期間において懲戒処分を受けた者。
  - ① 停職：3年
  - ② 減給：2年
  - ③ 戒告：1年
- 2 指導力向上を要する教員と判定された者。
- 3 指導力向上のために次の支援等を受けている者。
  - ① 学校現場を離れ市町教委等で研修を行っている者。
  - ② 代替や補助教員が配置されている者。
  - ③ 授業、校務分掌等の軽減等を受けている者。
- 4 心身の疾患等による長期の病気休暇、休職等からの復帰後、授業、校務分掌等の軽減を受けている者。
- 5 推薦に係る基準日（12月1日）現在、次の事由により現に勤務していない者。
  - ① 休職
  - ② 病気休暇（休暇の期間が2ヶ月以上のものに限る）
  - ③ 介護休暇
  - ④ 看護欠勤
  - ⑤ 派遣法に基づく長期派遣
- 6 推薦に係る基準日（12月1日）から起算して過去1年間において、上記5に掲げる休職等の理由により勤務していない期間が通算して2ヶ月以上の者。

ただし、公務上又は通勤上の傷病による病気休暇及び休職並びに長期研修休業のための休職によるものを除く。
- 7 その他
  - ① 過去5年間に体罰、セクハラ、飲酒・無免許運転など教員としてふさわしくない行為等により訓告以上の処分を受けた者。
  - ② 勤務態度や服務面において問題があると認められる者。